

【投信調査コラム】 日本版ISAの道 その156

情報提供資料 2016年9月12日

NISA拡充や日本版ロスIRA創設に期待! ~日米英カナダの確定拠出年金及び非課税貯蓄/ 投資口座等の比較~

商品企画部 松尾 健治 窪田 真美

※三菱UFJ国際投信がお届けする、日本版ISAに関する情報を発信するコラムです。

来年 2017 年 4 月から DC に年 1.173%もの課税が!?

2016 年 8 月 31 日に公表された金融庁の平成 29 年度税制改正要望で「積立 NISA」の創設等が盛り込まれた事は前回書いた通り(詳細は前回 9 月 5 日付け日本版 ISA コラム 155 を参照~URL は後述[参考ホームページ])。この税制改正要望には「企業年金等の積立金に対する特別法人税の撤廃」と言う項目もあるが、実はこれがDC(確定拠出年金)及び NISA に関係があり、さらに今後を考える上で重要な事である。

【要望事項】 企業年金等の積立金に対する特別法人税を撤廃すること。

(主要国の企業年金税制の概要)

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
拠出時 (事業主拠出分)	非課税	非課税	非課税	課税	非課税
運用時	課税 (特別法人税) (※)平成29年3月末まで課税停止	非課税	非課税	非課税	非課税
給付時	課税(控除あり)	課税	課税	課税 (収益部分のみ)	課税

(出所: 2016年8月31日付金融庁公表の平成29年度税制改正要望項目より)

特別法人税とは、企業年金等(厚生年金基金、確定拠出年金、確定給付企業年金、勤労者財産形成給付金、勤労者財産形成基金)の積立金に対して課される税金の為、DC の積立金にも適用される。 DC は企業型のみならず個人型にも適用される見込み(*DC 導入前から課税が凍結されている為に課税された事は一度も無いが)。

税率は積立金の全額に一律 1.173%。 これは、配当・分配金・利息や売却益にかかる税金でなく、資産にかかるものである為、評価損・売却損でもかかり、資産が拡大・増加すればするほど税金が多くなるものである。 その為、毎年 1.2%近く利益を生み続けなければ、課税により年金資産は拡大しなくなる。 今の時代には、考えられないほど「高い」税率となるが、1962 年導入から無リスク資産金利の 5%超が恒常的だった為、大きな問題は無かった。しかし、無担保コール翌日物加重平均金利が 1995 年 7 月 6 日以来 20 年以上 1.2%割れであり、2016 年 3 月 18 日以来半年近くマイナスとなっている今、この 1.173%は「かなり高い」——。

もちろん、こうした環境が配慮されて、特別法人税は 1999 年度から 2014 年度まで計 7 度凍結されてきた(*租税特別措置法第 68 条の 4)。 現在については 2014 年 4 月から 3 年間の課税凍結中である。 一応、来年 2017年 3 月末に凍結期限が来る事となっている。 1999 年度から凍結と言う事は 2001 年 10 月から導入された DCが一度も課税された事はない事となり、あまり考えられてこなかった。 ただ、ここは、税制改正要望の通り、主要国に足並みを揃える形で、時代・環境にも合わせて、凍結ではなく、特別法人税の撤廃が期待される。



NISA 拡充や日本版ロス IRA 創設に期待!

~日米英カナダの確定拠出年金及び非課税貯蓄/投資口座等の比較~

前頁テーブルの「主要国の企業年金税制の概要」に示されている通り、アメリカ、イギリス、ドイツ、フランスいずれも企業年金等の運用時は非課税で、日本だけが運用時課税となっている。 だから、特別法人税の撤廃が期待されるのだが、その一方、拠出時と給付時を見ると、多くが拠出時非課税で、給付(資産引き出し)時課税となっている。 ここで、日本は給付時「課税(控除あり)」となっている。 公的年金等控除が適用され、標準的な年金額までは非課税となる。 つまり、日本は拠出時も運用時も給付時もすべて非課税である場合が多いと言う事となる。 これは一見「良い事」に思われよう。 だが、主要国と比べた場合に異例にも見えるし、さらに言えば、DC の拠出額拡大が実現しにくい理由とも言われる。

この事は、2016 年 7 月 6 日付金融審議会「市場ワーキング・グループ」(第 3 回)において、ある委員が次の様に述べている通りである。

「日本の確定拠出年金制度を大幅に拡充するというのはちょっと問題だろうと思っております。 それは、アメリカの制度が、基本的には税引き後の所得について、401k は違いますけれども、アメリカの場合は、ただ受け取りのときに課税されるとか、それから IRA などですと税引き後の所得について拠出が認められるとかになっているのに対して、日本のほうは、税引き前の所得から拠出して、受け取りのときも、年金所得ということになりますと非課税部分が非常に大きくなるという性質がありますので、全く課税されない部分が非常に大きくなるというので、確定拠出年金制度は大幅拡充が難しいのではないかと個人的には思っております。 なので、税引き後の所得からの何らかの優遇措置が認められたようなものを思い切った金額で、それこそ生涯でいけば数千万円といった思い切った金額の運用をある程度非課税で可能にするような、課税の繰り延べと言ってもいいと思うのですが、制度が必要だと思っておりまして、一口に言えば、NISAの拠出額を大幅に拡充した上で恒久化するということだと思うのですが、これは非常に重要だろうと思っております。」(議事録より、下線は筆者~URL は後述[参考ホームページ])。

以上の有力な意見からも期待のかかるのが、少額投資非課税制度(NISA)や日本版ロス IRA/Individual Retirement Accounts/個人退職勘定(後述)と思われる。 NISA については、範となった英国 ISA と同様、拠出時課税で、運用時と給付時(引き出し時)が非課税の制度である。 IRA は所得控除ありで拠出時非課税だが、受取時課税となる(*後述するロス IRA ではなく、1974 年に誕生したトラディッショナル IRA)。

ここで注目したいのは米国では拠出時課税で運用時と給付時に非課税となるロス IRA(さらにはロス 401k)が誕生している(下記<IRA の歴史(一部 401k の歴史)>2016 年 8 月 29 日付日本版 ISA の道 その 154 参照~URL は後述[参考ホームページ])。 ロス IRA/Roth IRA の「ロス」はデラウェア州上院議員 Roth 氏が提案した為そう呼ばれており、従来からある IRA はロス IRA と区別する為にトラディッショナル IRA/Traditional IRA と呼ばれる様になっている。 尚、2015 年末に(トラディッショナル)IRA の残高は 6 兆 1740 億 * _n/約 742 兆円なのに対し、ロス IRA の残高は 6600 億 * _n/約 70 兆円となっている。

<IRAの歴史(一部 401kの歴史)>

- •1974 年…・IRA/現トラディッショナル IRA 開始(所得控除あり、給付時課税)。 企業年金加入者は対象外。
- 1981 年…401k 実質開始(所得控除あり、給付時課税)。
- ・1981 年…IRA の対象者が拡大、70.5 歳未満の収入のある居住者等へ。
- •1997 年…「新 401k」の SIMPLE IRA·SIMPLE 401k 開始(*SIMPLE····Savings Incentive Match Plan for Employees of Small Employers、100 人以下の企業に要件等を簡略化した確定拠出制度)。



- •1998 年…ロス IRA 開始(年齢制限なしで所得控除なしで給付時非課税)。
- ·2006 年···<u>401k においてロス IRA の様な給付時非課税のロス 401k が可に(70.5 歳未満)。</u> IRA の金融機関アドバイス可に。
- •2015 年···myRA(my Retirement Account)開始。

年齢制限なしで所得控除なし給付時非課税(少額のロス IRA)。 残高が 15000 『 もしくは 30 年経過でロス IRA に移行。 投信等可能なロス IRA と違い米国債のみ。

実は日本版ロス IRA が検討された事がある。 2010 年 8 月 4 日に金融庁で開催された第 2 回金融税制調査会でジャパン・タックス・インスティチュートが「日本版 IRA」として紹介したものである(第 2 回金融税制調査会・・・URL は後述[参考ホームページ])。 2017 年 1 月から公務員や専業主婦も加入出来る様になる従来の個人型 DC が拠出時非課税であり、米国のトラディッショナル IRA に近いのに対して、2010 年 8 月 4 日に紹介された「日本版 IRA」は拠出時課税で米国のロス IRA に近いものである。

この様に、IRA が二つある事について、混乱を招くと懸念する人がいそうだが、米国では加入者の意思によりうまく使い分けられている。 IRA の給付金受取時に通常所得が無くなりそう人はトラディッショナル IRA にし年金受取時に低税率を享受する。 一方、年金受取時に今より通常所得がありそうな人はロス IRA にし年金受取時に非課税を享受する。 さらに大きいのが、トラディッショナル IRA は「70.5 歳未満の収入のある居住者等」である事から、70.5 歳以上で IRA を使いたい場合、自ずとロス IRA になる。 上限 70.5 歳と日本の 60 歳よりかなり高齢まで対応可能な IRA だが、今後の高齢化で IRA の残高を減らさない為にはロス IRA の存在は大きいのである(2016 年8月29日付日本版 ISA の道 その 154 参照~URL は後述[参考ホームページ])。

日本の個人型DC/トラディッショナルIRAと日本版ロスIRA(案)、米国のトラディッショナルIRAとロスIRA

2016年9月9日作成

				•
項目	トラディッショナルIRA/Traditional IRA (Traditional Individual Retirement Accounts、 個人退職勘定)	ロスIRA/Roth IRA (Roth Individual Retirement Accounts、 個人退職勘定)	個人型DC/個人型確定拠出年金 /日本版トラディッショナルIRA	日本版(ロス)IRA (金融庁の第2回金融税制調査会で紹介された案)
制度を利用可能な者	70.5 <u>億未満の収入のある居住者等</u> **主として企業年金ブランのない自営業者等の為のものだが、企業年金ブランの ある従業員でも加入可(制限あり)			20 <u>歳以上65歳未満の居住者等</u> *職業や所属企業の区別 なく、一律に適用
非課税対象	預金、公社債、投信、株式、信託、保険等・基出陸非盟教 (所長按除)〜高所長者は非盟教でななる場合もあり 〜 選用除非盟税、教付務盟教(温素所務)	預金、公社債、投信、株式、信託、保険等 +提出 時間数 (所得控除なし)、運用時非課程(6年以上)、給付時非課 登		預金も含めた幅広い金融商品 + <u>機出時度税</u> (所 得控除在 止)、運用時非 度 税、動付時非度税
非課税投資枠	毎年、5500°、6902万円)、50歳以上16500°、6903万円)を上限 *毎月積立と任意の時期に拠出する方法の両方を採用可 *401k積立金は転退職時に移管可(ロールオーバーIRA)、*ロスIRAと合算	毎年、5500°。(4902万円)、50歳以上1d500°。(4973万円)を 上限(2016年) ・毎月積立と任意の時期に興出する方法 の両方を採用可 トラディッショナルIRAと合算	6.8万円)を上限 *国民年金基金の限度額と枠を共有	毎年、120万円程度毎月、10万円程度を上限。毎月積立 と任意の時期に拠出する方法の両方を採用可、「使い残し」 は翌年以降に繰越し可能
投資可能期間	70.5歳まで	5年以上	10年以上、60歳まで *60歳で10年に満たない場合は、年数 に応じ61~65歳まで	5年以上
非課税期間	70.5歳の給付時まで	給付時まで	給付時まで(特別法人税課税実施時まで)	給付時まで
途中売却	外で59.5歳未満であると10%のペナルティ課税	的引き出しなし)加えて死亡・障害時等、初回住宅購入(上 限1万%)、高等教育費用、医療支出・保険料制限あり等で も引き出し可 それ以外で59.5歳未満であると10%ペナル ティ課税	に応じて61~65歳まで不可。 資格喪失時の資産額が少な い、通算拠出期間が短い。資格喪失から一定の期間内、軽 続個人型年金運用指図者2年以内などの条件下で、脱退 時金として支給。	
損益通算	不可	不可	不可	不可
口座開設数	一人一口座 *ロスIRAの口座は別に開設可(上限は合算される)	一人一口座 *トラディッショナルIRAの口座は別に開設可 (上限は合算される)	一人一口座	一人複数口座可(合計は上限以内)
導入時期	1974年(企業型確定拠出年金の401kは1981年)	1998年1月1日 *ロスというのはデラウェア州上院議員(共和党)William Victor Roth氏 (1921年~2003年)による提案のため	2001年10月1日に確定拠出年金(日本版401k)法施行 *個人 型は2002年1月から実施 2018年中に小規模事業主掛金納付制度が導入見込み。	今後に期待
加入者数	3040万世帯/米国の全世帯に対する比率24.4%(2015年) * 別のIRAとの重複あり。	2030万世帯/米国の全世帯に対する比率16.3%(2015年) * 別のIRAとの重複あり。	約25万人/日本の全労働力人口に対する比率0.4%(2016年1月末現在)	まだ導入されていない。
/ш т. п + л.	金融庁及び米国の内国歳入庁/IRS等より三菱UFJ国際投信権	*プーン・サービー サービー サービー サービー サービー サービー サービー サービー		



その他の国で、米国の隣国カナダには「TFSA/Tax-Free Savings Account」と言う個人向け非課税貯蓄口座があり、それは拠出時課税で運用時と給付時は非課税だ(TFSA については 2013 年 6 月 3 日付日本版 ISA の道その 14 参照~URL は後述[参考ホームページ])。

NISA が範とする ISA を持つ英国では、年金版 ISA やライフタイム ISA と言った従来の年金からのシフト先とされる ISA 拡充策が注目されている(2016 年 3 月 22 日付日本版 ISA の道 その 136 参照 ~ URL は後述[参考ホームページ])。

日本における NISA の拡充や日本版ロス IRA の創設が期待される。

日米英カナダの確定拠出年金及び非課税貯蓄/投資口座等の比較

													*
	日本の 企業型DC /日本版 401k	日本の 個人型DC /日本版 IRA	日本の NISA	米国の 401k (トラディッ ショナル 401k)	米国の ロス 401k	米国のIRA (トラディッ ショナル IRA)	米国の ロスIRA	英国の 年金	英国の 年金 (ステーク ホルダー 年金)	英国のISA	カナダの RPP (DC型)	カナダの RRSP	カナダの TFSA
導入年	2001年	2001年	2014年	1981年*	2006年	1974年	1997年	-	2001年	1999年	-	1957年	2009年
課税方式	EEE	EEE	TEE	EET	TEE	EET	TEE	EET	EET	TEE	EET	EET	TEE
拠出時	非課税 (Exempt) 全額所得控除	非課税 (Exempt) _{全額所得控除}	課税 (Taxed)	非課税 (Exempt) ^{年間拠出額が} 限度	課税 (Taxed)	非課税 (Exempt)	課税 (Taxed)	非課税 (Exempt)	非課税 (Exempt)	課税 (Taxed)	非課税 (Exempt)	非課税 (Exempt)	課税 (Taxed)
運用時	非課税 (Exempt) 特別法人税は2017 年3月末まで課税凍 結。	非課税 (Exempt) 特別法人税は2017 年3月末まで課税凍 結。	非課税 (Exempt)	非課税 (Exempt)	非課税 (Exempt)	非課税 (Exempt)	非課税 (Exempt)	非課税 (Exempt)	非課税 (Exempt)	非課税 (Exempt)	非課税 (Exempt)	非課税 (Exempt)	非課税 (Exempt)
給付時	非課税 (Exempt) 公的年金等控除の 適用で、標準的な年 金額までは非課税	非課税 (Exempt) 公的年金等控除の 適用で、標準的な年 金額までは非課税	非課税 (Exempt)	課税 (Taxed)	非課税 (Exempt)	課税 (Taxed)	非課税 (Exempt)	25%まで非課 税、残りは総 合課税	税、残りは総 合課税	非課税 (Exempt)	課税 (Taxed)	課税 (Taxed)	非課税 (Exempt)

(出所: 政府税制調査会、日本証券業協会、各種資料より三菱UFJ国際投信株式会社商品企画部が作成) *実質開始年

日米英カナダの確定拠出年金及び非課税貯蓄/投資口座等(主なもの)



<日本>

- ○企業型 DC(2001 年導入)…年間拠出限度額は 66 万円(月 5.5 万円~企業年金なし)、33 万円(月 2.75 万円~企業年金あり)。
- ○個人型 DC(2001 年導入)…年間拠出限度額は 81.6 万円/月 6.8 万円(自営業者等)、27.6 万円/月 2.3 万円(企業の従業員で企業年金・企業型 DC 未加入者)。
- ○少額投資非課税制度/NISA(2014 年導入)…年間非課税投資額は 120 万円。 拠出時は課税されるが(課税 所得からの控除なし)、運用時・給付時は非課税。





- ○401k(1981 年実質開始)…所得控除ありで給付時課税。 年間拠出限度額は 1.8 万 ¹ ₁ (約 186 万円)または年 間給与等のうち低い方(従業員拠出)。 給付時非課税のロス 401k は 2006 年導入。
- ○IRA/現トラディッショナル IRA (1974 年誕生)…70.5 歳未満、所得控除ありで給付時課税。 年間拠出限度額は 5500 ド (約 57 万円)または年間給与等のうち低い方。
- ○ロス IRA(1997 年誕生)、年齢制限なし・所得控除なしで給付時非課税。 年間拠出限度額はトラディッショナル IRA の拠出額と合算で 5500 ドレ (約 57 万円)まで。 ロス IRA の少額版 myRA(my Retirement Account)は 2014 年導入。



- ○企業年金/職域年金・・・拠出額は課税所得から控除、運用中の収益に対して非課税。 受取時には 25%まで非 課税、残りは総合課税。
- ○個人年金・・・ステークホルダー年金(2001 年開始)の場合で拠出額は課税所得から控除、運用中の収益に対し て非課税。 給付時には 25%まで非課税、残りは総合課税。
- ○個人貯蓄勘定/ISA/Individual Savings Account…1999 年に導入。 18 歳以上が対象(預金型 ISA は 16 歳 以上)。 年間拠出限度額は 15240 英ポンド(約 207 万円~2016/2017 課税年度)。 拠出時は課税されるが(課 税所得からの控除なし)、運用時・給付時は非課税。 いつでも引出し可で、引出し額を同年内に再利用可(その年 の年間拠出限度額と別枠)。



<カナダ>

- ○企業年金···RRP(Registered Pension Plan/登録年金制度) 年間拠出限度額は 26010 カナダドル(約 205 万 円)または前年所得の 18%のうちいずれか低い方の額。 拠出額は課税所得から控除して、課税を退職後まで繰り 延べる。 運用中の収益に対して非課税。
- ○個人年金···RRSP (Registered Retirement Savings Plan/登録退職貯蓄制度)1957 年に導入の確定拠出年金 型年金。 勤労所得のある 71 歳までが対象。 年間拠出限度額は 25370 カナダドル(約 200 万円)または前年所 得の 18%のうちいずれか低い方の額(2016 年)。 拠出額は課税所得から控除され、 運用時の収益に対して非課 税。 71 歳の年末に終了で、引出し(一括または分割)、受取時に課税。
- ○非課税貯蓄口座・・・TFSA(Tax-Free Savings Account) 2009 年に導入。 18 歳以上が対象。 年間拠出限度 額は 5500 カナダドル(約 43 万円/2016 年)。 拠出時は課税されるが(課税所得からの控除なし)、運用時・受取 時は非課税。 いつでも引出し可で、翌年以降に引出し額の再投資も可(その年の年間拠出限度額と別枠)。

以 上



[参考ホームページ]

2016年8月31日付金融庁公表「金融庁の平成29年度税制改正要望について」…

L http://www.fsa.go.jp/news/28/sonota/20160831-3.html J.

2016 年 9 月 5 日付日本版 ISA の道 その 155『税制改正要望で「積立 NISA」創設や NISA 恒久化等! ~ 「積立 NISA」の 20 年にわたる検証とバランス型ファンド・非毎月分配型ファンドの純資産・純設定推移~』・・・

2016年7月6日付金融審議会「市場ワーキング・グループ」(第3回)議事録…

http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/market_wg/gijiroku/20160706.html],

2016 年 8 月 29 日付日本版 ISA の道 その 154「1 月からすべての国民が個人型 DC に加入可! 米国の IRA 同様、移換/ロールオーバーによって他の年金積立金の受け皿としての拡大も期待!!」・・・

2010年8月4日に金融庁で開催された第2回金融税制調査会…

http://www.fsa.go.jp/singi/zeiseichousa/siryou/20100804.html]

(ジャパン・タックス・インスティチュート…「 http://www.japantax.jp/ 」)、

2013 年 11 月 18 日付日本版 ISA の道 その 35「NISA(日本版 ISA)の次、非課税の積み立て型私的年金制度 『日本版 IRA』!~本家・米国における IRA の動向について、401k や 529 プラン、その投信保有状況も含めて見る)~」・・・「https://www.am.mufg.jp/text/131118.pdf 」、

2013 年 6 月 3 日付日本版 ISA の道その 14「カナダ版 ISA「TFSA」を見ていると、日本版 ISA(NISA/ニーサ)が 2014 年に 5~600 万人、4~5 兆円となる可能性は十分あると言えそう~日英加の少額投資非課税制度比較 ~。」・・・「 https://www.am.mufg.jp/text/130603.pdf 」、

2016 年 3 月 22 日付日本版 ISA の道 その 136「英国の職場積立 ISA/ワークプレイス ISA~DC、SAYE/定期積立貯蓄制度、SIPs/株式奨励制度を補完して拡大し、今後は年金版 ISA、ライフタイム ISA の道~」・・・

「http://www.am.mufg.jp/text/oshirase_160322.pdf 」。

本資料に関してご留意頂きたい事項

- 〇当資料は日本版ISA(少額投資非課税制度、愛称「NISA/ニーサ」)に関する考え方や情報提供を目的として、三菱UFJ国際投信が作成したものです。 当資料は投資勧誘を目的とするものではありません。
- 〇当資料中の運用実績等に関するグラフ・数値等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。また、 税金、手数料等を考慮しておりませんので、投資者の皆様の実質的な投資成果を示すものではありません。市況の変動等により、方針通りの運用が行われない場合もあります。
- ○当資料の内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
- 〇当資料は信頼できると判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性等を保証するものではありません。
- 〇当資料に示す意見等は、特に断りのない限り当資料作成日現在の筆者の見解です。
- ○投資信託は、預金等や保険契約とは異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- 〇投資信託は値動きのある有価証券を投資対象としているため、当該資産の価格変動や為替相場の変動等により基準価額は変動します。従って投資 元本が保証されているわけではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- 〇投資信託は、販売会社がお申込みの取扱いを行い委託会社が運用を行います。
- 〇投資信託をご購入の場合は、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- 〇クローズド期間のある投資信託は、クローズド期間中は換金の請求を受け付けることができませんのでご留意ください。
- ○投資信託は、ご購入時・保有時・ご換金時に手数料等の費用をご負担いただく場合があります。